

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「別に」を「職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員を除く。）又は職員であった者のうち、別に」に、「職員又は職員であった者（以下この条において「職員等」という。）は」を「もの又は法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長若しくは課長の職に相当する職として規則で定めるものに就いたことがあるもので」に改め、「期間のある職員等」を「期間のある職員等（以下この条において「職員等」という。）」に改め、同条中第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 管理者が懲戒審査委員会の意見を聴き、当該職員等の就職によって公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認をする場合

(2) 当該職員等が第33条第5項の規定による支援を受ける場合

第40条第3項中「前項」を「前項第1号」に改める。

別表第25項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例第40条第1項に規定する営利企業若しくは営利企業以外の法人との間で労働契約が成立した職員又は職員であったものに対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。